

ROTARY CLUB OF AMA WEEKLY REPORT.



2023~2024年度
国際ローターテーマ

世界に希望を
生み出そう



2023-2024年度 R1会長 ゴードン R. マッキナリー

第2762地区ガバナー 酒井 法文

会長 加藤 春視 副会長 高山 敏

幹事 竹田 竜一郎

例会日 毎週月曜 例会場 名鉄グランドホテル

【公共イメージ向上委員会】

委員長 大西 晃弘 副委員長 山田 広明

委員 池崎 晴美・木下 章吉・武藤 正俊・中西 巧

【事務所】〒453-0015 名古屋市中村区睦町17番16号 丸元ビル TEL.(052)451-6617 FAX.(052)451-6710 e-mail : kk01-ama@eos.ocn.ne.jp

2024年 2月 19日(雨) 第2週 第2458回例会

Song ” 日も風も星も ”

Attendance

会員	65名	欠席	9名	出席率	83. 93%
----	-----	----	----	-----	---------

President Time

加藤春視 会長



本日は、保険委員会 篠田耕伸委員長に卓話をお願いしています。演題は、「介護認定審査会とコロナワクチンの後遺症について」です。後ほどよろしくお願いたします。

「H3打ち上げ成功。新型基幹ロケット30年ぶり-JAXA-日本経済新聞」

宇宙航空研究開発機構（JAXA）は17日、次世代基幹ロケット「H3」2号機を打ち上げ、目標の軌道に投入し、計画通り飛行を終えたと発表した。H3の立ち上げ成功は初となりました。安全保障や防災、通言などで宇宙利用の重要性が増す中、日本の宇宙開発をけん引するロケットとして安定運用を目指します。コントロール室での打ち上げ成功の瞬間、関係者の涙と喜びが印象的でした。

2月は、「平和と紛争予防／紛争解決月間」です。ロータ

リーの中でも最も力を入れている分野です。特に、ロータリー平和センタープログラムについてお話を致します。ロータリー平和センタープログラムは世界理解と平和という財団の使命を達成するため最優先されるプログラムです。まず、設立の背景からお話致します。きっかけは、ポール・ハリス没後50年と財団の教育プログラム創設 50周年を記念して、ロータリー・ポール・ハリス・センターの設立計画を立てました。その後、2000年10月の財団管理委員会により、「紛争の解決と平和における国際問題研究のためのロータリーセンター」と名称を変えました。さらに2005年2月には、世界平和奨学金（World Peace Scholarship）の名称が世界平和フェローシップ（World Peace Fellowship）、2009年に「ロータリー平和センター／ロータリー平和フェローシップ」に改正されました。「ロータリー平和センターとロータリー平和フェローシップ」は、

世界平和と紛争予防の担い手となる人材を育て、平和推進者の世界的ネットワークを築いています。毎年、世界中から選ばれる最高130人のフェローが、7つのロータリー

Today

2月26日（第2459回）

担当

黒野晃太郎 職業奉仕委員長

演題

卓話

加藤 徹 地区職業奉仕副委員長

職業奉仕委員会

Next Week

3月 2日（第2460回）

担当

加藤春視 会長

演題

西尾張分区IM

於：グランコート名古屋

（3月4日例会振替）

平和センターとの連携大学で学んでいます。フェローシップには、授業料・入学金の全額、滞在費（宿舎・食費）、往復航空券、インターンシップと実地体験の費用が含まれています。毎年、最高130名までのフェローが選ばれ、国際関係、平和研究、紛争解決や関連分野での修士号取得プログラム（50人）、または専門能力開発修了証プログラム（80人）のためにロータリー平和センターで学んでいます。修了証取得コースの期間は1カ年間です。この目標を達成するため、ロータリーは、世界の名門大学と提携しました。学術研究、実地研修、世界的なネットワークを構築する機会を提供することによって、未来の平和構築者を育てるのが、このプログラムです。我々の所属しているロータリークラブが最も力を注いでいる一つとして「ロータリー平和センターとロータリー平和フェローシップ」について、お話を進めてまいりました。世界平和と紛争予防の担い手となる人財を育て、平和推進者の世界的ネットワークを築いていることの素晴らしさに感動です。この活動で、地球を守っていくことを祈念して、会長挨拶と致します。本日は、有難うございます。

Secretary Report

竹田竜一郎 幹事

1 ロータリーレートが2月1日より1ドル147円（1月141円）に変更となりました。

ニコボックス

ご投函有り難うございます

加藤春視 会長

本日は篠田保健委員長に卓話をお願いしています。演題は「介護認定審査会とコロナワクチンの後遺症について」です。よろしくお願いいたします。

2月5日は職業奉仕委員会黒野晃太郎委員長をはじめ石原副委員長に企画を温めていただき、「浜岡原子力発電所視察」に行ってきた。ご参加の皆様、お寒い中有難うございました。

竹田竜一郎 幹事

篠田保健委員長、本日の卓話よろしくお願いいたします。あま市奉賛会での国府宮神社への大鏡餅奉納がいよいよ明後日となりました。はだか祭は22日です。栗木君、新車トラックの提供有難うございます。

酒井君、節分の際、皆でご馳走になりました。有難うございました。

黒野晃太郎君

浜岡原子力発電所見学参加の皆様、有難うございました。石原君、水谷君、お世話になりました。

酒井和雄君

八坂神社例大祭「提灯祭り」に協賛金を頂き有難うございました。（株）アイコン加藤（春）君、ニシカワヤ（株）西川君、社会福祉婦人喜徳会青本君、元海黒川君、大池建工（株）中澤君、名川エステート（株）黒野（晃）君、サシヨシ工業（株）加藤（憲）君、家田・木全法律事務所家田君、（株）タナパックス田中君、（有）大西製作所大西君、（株）三洋化成後藤（裕）君、（株）大竹製作所大竹君、（株）加藤建設加藤（徹）君、それいけ精香園神野君、栗木運輸（株）栗木君。私も88歳になりました。よろしく！

青本道春君

ニコボックスの皆様、ご苦労様です。

木下章吉君

ニコボックスの皆様、ご苦労様です。

大竹敬一君

篠田先生、卓話よろしくお願ひします。

後藤裕一君

ニコボックスの皆様、ご苦労様です。

服部竜也君

ニコボックスの皆様、お疲れ様です。

家田安啓君

今日、ラジオで初めて知りました。お内裏様というのは男雛と女雛の両方を言うそうです。

加藤 徹君

昨日、浜松ハーフマラソンでした。19kmの足切りの喚問を2秒前に通過、ギリギリセーフで完走出来ました。

北野庸夫君

栗木君のいちご園に、孫夫婦がお世話になりました。土産のイチゴ美味しかった！

児玉憲之君

保健委員会篠田委員長、今日の卓話楽しみにしています。

黒川元則君

栗木君、2日間に渡るコーラス研修、大変お世話にな

り有難うございました。おかげでレパトリー、音域が広がりました。

水野 眞君

春になりました。老体には嬉しいです。

水谷安紀君

春がそこまで来ています。花が楽しみです。今年も梅、桜と順番に咲いていきます。

小倉廣三君

篠田君、本日卓話よろしくお願ひします。

鈴木與左衛門君

ニコボックスの皆様、ご苦労様です。

田中正博君

職業奉仕委員会の浜岡原発見学会、勉強になりました。参加の皆様、お疲れさま。

横井久雄君

春がそこまで来ています。花が楽しみです。今年も梅、桜と順番に咲いていきます。

合計 56,470円



卓

話

「介護認定審査会とコロナワクチンの後遺症について」

保健委員長 篠田耕伸君



介護保険サービスの手続きはどこでできる？ ～申請から利用までの流れについて～

- 「介護保険サービス」とは一定の基準によって認定された要介護度の方が利用できるサービスです。この介護保険サービスを利用するには「**要介護認定**」を申請する必要があります。

障害支援区分認定と要介護認定の考え方

	障害支援区分	要介護度
判定区分	非該当・区分1～6	非該当・要支援1～2・要介護1～5
区分が示すもの	必要とされる標準的な支援の総合的な度合	介護の手間（介護の時間）の度合
認定調査の考え方	「できたりできなかったりする場合は「できない」に基づき評価	「できたりできなかったりする場合は「より頻回な状況」に基づき評価
審査会の考え方	対象者に必要とされる支援の度合が一次判定結果に相当するか検討	通常に比べて介護の手間がより「かかる」「かからない」を検討

要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

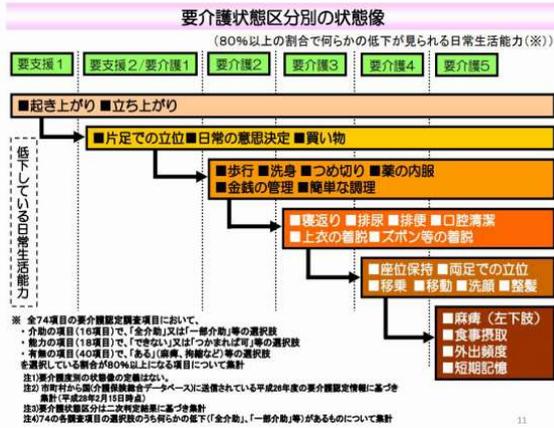
	人数	支給限度額 (円)	受給者1人当たり 平均費用額(円)	支給限度額に 占める割合 (%)	支給限度額を 超えている者 (人)	利用者に占める 支給限度額を超えて いる者の割合(%)
要支援1	428,131	50,030	18,918	37.8	1,595	0.4
要支援2	545,086	104,730	33,434	31.9	836	0.2
要介護1	920,770	166,920	74,507	44.6	16,053	1.7
要介護2	828,217	196,160	104,047	53.0	29,710	3.6
要介護3	478,900	269,310	156,020	57.9	14,180	3.0
要介護4	318,318	308,060	189,613	61.6	12,656	4.0
要介護5	201,460	360,650	235,565	65.3	10,093	5.0
合計	3,720,882				85,123	2.3

※介護給付費等実態調査(平成29年4月審査分)全基に作成

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

要介護認定の申請から介護保険サービスの利用までのおおその流れ

- ① 要介護認定の申請
- ② 認定調査・主治医意見書の作成
- ③ 審査判(一次・二次)
- ④ 要介護認定の決定
- ⑤ 介護(介護予防)サービス計画書の作成
- ⑥ 介護保険サービス利用開始



• 要介護認定の結果は給付額に関係するものですが、要介護者が適切な介護保険サービスを利用するために必要な判定といえます。個人での判断や手続きが難しいこともありますので、ケアマネジャーなどの専門家に相談しつつ無理のない介護生活を目指しましょう。

「米山学友から能登半島地震へ多額の義援金」

2024年1月1日に発生した能登半島地震に対し、多くの米山学友から義援金が届いています。1975年以前に日本へ留学していた米山学友を含むベトナム人グループの方々からは、合計1,907,841円という高額の義援金を送金いただきました。義援金の募集に際し、米国在住のゲン・アン・トンさん(1973-74/姫路RC・1974-75/甲府北RC)のグループと、日本在住のファン・マン・カーさん(1974/仙台北RC)の2つのグループが取りまとめに動いてくださいました。ゲン・アン・トンさんからは、「米山学友を含むベトナムの元留学生たちの心がこもった義援金です。日本へ留学した経験を持つ私たちは、それぞれ異なるバックグラウンドを持ちますが、今回起きた地震で被災した方々を支援するために一致団結しています。私たちの思いは、被災した方々の生活を少しでも楽にし、復興への道のりを支援できると信じています。能登半島、頑張れ!!」という、力強いメッセージも届いています。台湾米山学友会からは、地震発生後まもなくして支援のRCと、幹事長の張逸崑さん(1997-98/杵築RC)が中心となり、学友に呼びかけを行いました。張さんの「真冬の地震発生に、過去の台湾での地震を思い出し、いてもたってもいられません。今回のような能登半島の大きな被害に対し、義援金を送ることしかできないことがとてももどかしいです。被災された方々が一日でも早く元の生活に戻れることを願っています」という温かいメッセージとともに、同学友会から義援金として100万円が届きました。お預かりした義援金は、当会からまとめて被災した地区へ送金する予定です。学友の皆さんの思いに改めて感謝申し上げます。

ハイライトよねやま No.287より

介護度	要介護認定等基準時間	厚生労働省によるおむねの状態定義
要支援1	25分以上32分未満	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態
要支援2	32分以上50分未満	
要介護1	32分以上50分未満 (基準時間は要支援2と同様)	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	50分以上70分未満	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	70分以上90分未満	要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	90分以上110分未満	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	110分以上	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

要支援・要介護	介護保険サービスの種類	利用できる介護保険サービスの例
要支援1~2	介護予防サービス	介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリ 介護予防居宅療養管理指導
	地域密着型介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護 地域介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス 通所型サービス 生活支援サービス
	一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 地域リハビリテーション活動支援事業 特別養護老人ホーム
要介護1~5	施設サービス	介護老人保健施設 介護療養型医療施設
	居宅サービス	訪問介護 訪問看護
		通所介護 短期入所 定期巡回
	地域密着型サービス	施設対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護
		夜間対応型訪問介護 認知症対応型共同生活介護

要介護認定の結果に不服がある場合

- ①介護認定審査会に説明を求める・不服申し立てを行う
- ②「区分変更申請」を行う
- 介護保険サービスの内容に不満がある場合
- ケアマネジャーの対応に不満がある場合